

主な論点について

- 1 理容師・美容師の養成のあり方に関する基本的な考え方について
- 2 養成施設における教科課程について
 - (1)教科課程の内容及び範囲のあり方等
 - (2)通信課程の取扱い 等
- 3 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について
 - (1)理容、美容の共通課目等の取扱い
 - (2)実務経験を考慮した実習や選択必修課目の取扱い
 - (3)修業期間 等
- 4 国家試験の内容等について
 - (1)養成課程の見直しに対応した見直し
 - (2)必修課目と試験課目との関係
 - (3)理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合における理容、美容に共通する部分の取扱い 等
- 5 その他

1 理容師・美容師の養成のあり方に関する基本的な考え方について

- 高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として、養成のあり方を検討することを基本的な考え方とする。

2 養成施設における教科課程について

(1)教科課程の内容及び範囲のあり方等

①各必修課目の必要性、内容、必要時間（単位数）の検討

②実習の内容、必要時間（単位数）の検討

- 全体を通じて、理美容業に特化した内容の重点化を図り、参考1のとおり再編を行う。

③選択必修課目のあり方の検討

- 名称を「選択必修課目」から「選択課目」に変更する。
- 一般教養については、幅広い教養を身につけるのではなく、理容業・美容業に必要な接客等実践的な能力を高める内容を重点化する。
- 各養成施設における独自性は尊重しつつ、専門教育については、技術・実践を重視した内容とする。

④編入を容易化するためのカリキュラムのあり方の検討

- 必修課目の各年次ごとの履修内容の取扱いについては、養成施設の実態を把握し、標準的なガイドラインを示す。

(2)通信課程の取扱い

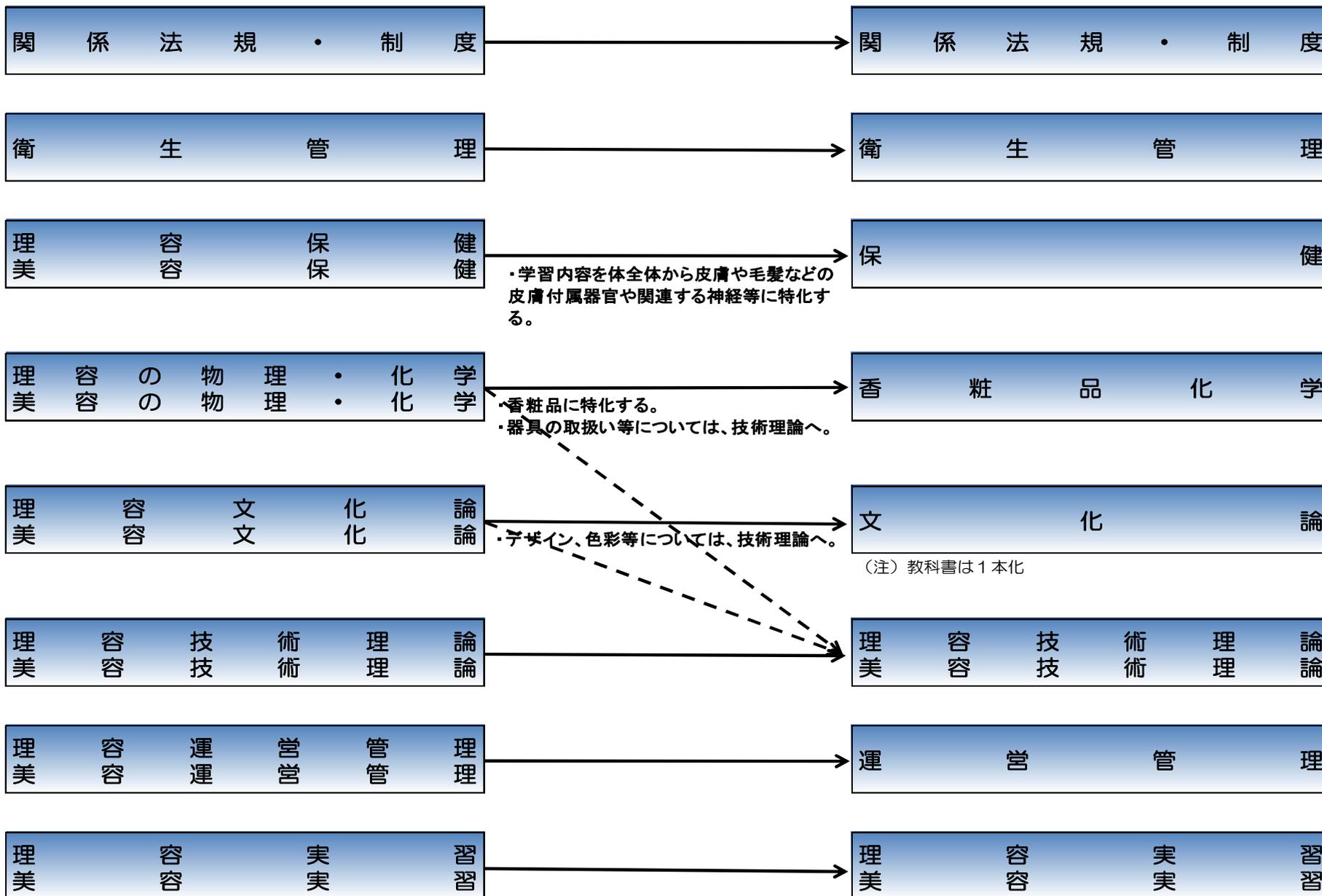
- 昼夜間課程と整合した履修時間となるよう見直す。

教科課目の見直し（案）

（参考1）

現 行

変 更 後



教科課目の見直しの考え方

(参考2)

必修課目	現行の単位数 (時間数)	見直し(案)	考え方
関係法規・制度	1以上 (30以上)	1以上 (30以上)	・理美容業務に特化した内容に重点化する。
衛生管理	3以上 (90以上)	3以上 (90以上)	・理美容業務に特化した内容に重点化する。
(理容・美容保健) 保 健	4以上 (120以上)	3以上 (90以上)	・学習内容を体全体から皮膚や毛髪などの皮膚付属器官や関連する神経等に特化した内容に見直す。
(理容・美容物理・化学) 香 粧 品 化 学	3以上 (90以上)	2以上 (60以上)	・香粧品に特化した内容に見直す。 ・器具の取扱い等については、技術理論へ移行。
(理容・美容文化論) 文 化 論	3以上 (90以上)	2以上 (60以上)	・デザイン、色彩等については、技術理論へ移行。
(理容・美容運営管理) 運 営 管 理	2以上 (60以上)	1以上 (30以上)	・理美容業務に特化した内容に重点化する。
理容・美容技術理論	4以上 (120以上)	5以上 (150以上)	・器具の取扱い、デザイン、色彩等を追加。
理容・美容実習	27以上 (810以上)	30以上 (900以上)	・実習内容の充実を図る。
小 計	47以上 (1,410以上)	47以上 (1,410以上)	
(選択必修課目) 選 択 課 目	20以上 (600以上)	20以上 (600以上)	・一般教育は接客等の重点化を図る。 ・専門教育は技術・実践を重視した内容に見直す。
合 計	67以上 (2,010以上)	67以上 (2,010以上)	

必修課目の見直し内容（案）

（参考3）

課 目 名		理容師養成施設の教科課程の基準の運用について （通知別添） 理容師養成施設における教科課目の内容の基準	美容師養成施設の教科課程の基準の運用について （通知別添） 美容師養成施設における教科課目の内容の基準
必 修 課 目	関係法規・制度	ア 衛生行政 イ 理容師法 ウ その他の関係法規	ア 衛生行政 イ 美容師法 ウ その他の関係法規
	衛生管理	ア 公衆衛生概説 イ 感染症 ウ 環境衛生 エ 衛生管理技術	ア 公衆衛生概説 イ 感染症 ウ 環境衛生 エ 衛生管理技術
	理容・美容保健 ↓ 保健	ア 人体の構造及び機能 → 頭頸部の構造及び機能 イ 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能 ウ 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生 エ 皮膚及び皮膚付属器官の疾患	ア 人体の構造及び機能 → 頭頸部の構造及び機能 イ 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能 ウ 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生 エ 皮膚及び皮膚付属器官の疾患
	理容・美容の物理・化学 ↓ 化粧品化学	ア 理容の物理 → 技術理論へ アイ 化粧品の化学	ア 美容の物理 → 技術理論へ アイ 化粧品の化学
	理容・美容文化論 ↓ 文化論	ア 理容文化史 イ 理容デザイン → 技術理論へ イウ 服飾	ア 美容文化史 イ 美容デザイン → 技術理論へ イウ 服飾
	理容・美容技術理論	ア 器具の取扱い イ 基礎技術 ウ 頭部技術 エ 顔面技術 オ 特殊技術 カ 理容デザイン	ア 器具の取扱い イ 基礎技術 ウ 頭部技術 エ 顔面技術 オエ 特殊技術（メイクアップ等を顔面技術へ） カオ 和装技術 キ 美容デザイン
	理容・美容運営管理 ↓ 運営管理	ア 経営戦略 イ 経営管理 ウ 労務管理 エ 接客法マナー	ア 経営戦略 イ 経営管理 ウ 労務管理 エ 接客法マナー
	理容・美容実習	ア 器具の取扱実習 イ 基礎技術実習 ウ 頭部技術実習 エ 顔面技術実習 オ 特殊技術実習 カ 総合実習	ア 器具の取扱実習 イ 基礎技術実習 ウ 頭部技術実習 エ 顔面技術実習 オエ 特殊技術実習 カオ 和装技術実習 キ 総合実習

3 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について

(1) 理容、美容の共通課目等の取扱い

- 「運営管理」及び「文化論」については、履修を免除する。
- 「技術理論」については免除しない。

(2) 実務経験を考慮した実習や選択必修課目の取扱い

- 選択課目については、技術の高度化を図る観点から、全部を免除するのではなく、修業時間の見直し（短縮）を行う。
- 実習については、類似した部分を免除する。

※ 実習の修業時間数については、理容師又は美容師のいずれか一方の免許を有することを条件として免除し、実務経験の有無は問わないこととしてはどうか。

(3) 修業期間

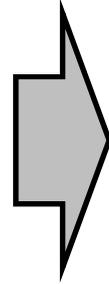
- (1)、(2)の検討結果を踏まえ、約1000時間短縮することとし、通所の場合の修業期間は1年とする。
- 通信課程における修業期間については、昼夜間課程における取扱いと整合する形で1.5年とする。

理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者に対する 履修課目免除の考え方

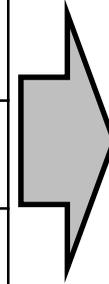
(参考4)

課目(現行)	時間数
関係法規・制度	30時間以上
衛生管理	90時間以上
理容・美容保健	120時間以上
理容・美容物理・化学	90時間以上
理容・美容文化論	90時間以上
理容・美容運営管理	60時間以上
理容・美容技術理論	120時間以上
理容・美容実習	810時間以上
選択必修課目	600時間以上
合計	2010時間以上

課目
見直し



課目(見直し後)	時間数
関係法規・制度	30時間以上
衛生管理	90時間以上
保健	90時間以上
香粧品化学	60時間以上
文化論	60時間以上
運営管理	30時間以上
理容・美容技術理論	150時間以上
理容・美容実習	900時間以上
選択課目	600時間以上
合計	2010時間以上



課目	時間数
関係法規・制度	—
衛生管理	—
保健	—
香粧品化学	—
文化論	—
運営管理	—
理容・美容技術理論	120時間以上
理容・美容実習	690時間以上
選択課目	210時間以上
合計	1020時間以上

理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した者が 他方の養成施設で履修する場合

(参考5)

現 行

1. 必修課目

【免除可能な課目】

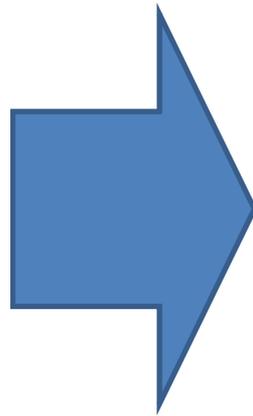
- ① 関係法規・制度
- ② 衛生管理
- ③ 理容保健・美容保健
- ④ 理容・美容の物理・化学

【免除しない課目】

- ① 理容・美容文化論
- ② 理容・美容運営管理
- ③ 理容・美容技術理論
- ④ 理容・美容実習

2. 選択必修課目

免除しない。



見直し案

1. 必修課目

【免除可能な課目】

- ① 関係法規・制度
- ② 衛生管理
- ③ 保健
- ④ 香粧品化学
- ⑤ 文化論
- ⑥ 運営管理

【免除しない必修課目】

- ① 理容・美容技術理論
- ② 理容・美容実習

※ ただし、履修時間については、理容・美容に共通する内容（シャンプー、カラーリングの一部など）を免除する。

2. 選択課目

履修時間を減免する。

併設校における「実習」の授業時間数の割り振りについて

項目	A校		B校		C校		D校		E校		F校		計		平均(四捨五入)	
	理容	美容	理容	美容	理容	美容										
シャンプー	40	70	80	80	60	110	206	211	39	30	60	60	485	561	81	94
カラーリング	12	40	40	40	20	20	120	118	6	27	30	60	228	305	38	51
パーマ	60	300	80	150	78	136	98	214	176	273	200	300	692	1,373	115	229
エステ	30	30	20	10	12	8	4	27	0	0	10	0	76	75	13	13
ネイル	6	40	20	20	0	46	28	28	0	0	0	0	54	134	9	22
計	148	480	240	300	170	320	456	598	221	330	300	420	1,535	2,448	256	408
その他	728	396	710	650	646	510	488	346	619	510	510	390	3,701	2,802	617	467
2年間の授業時間数 (810時間以上)	876	876	950	950	816	830	944	944	840	840	810	810	5,236	5,250	873	875

4 国家試験の内容等について

- (1) 養成課程の見直しに対応した見直し
- (2) 必修課目と試験課目との関係

※ 見直し後の必修課目となる課目を試験問題の対象範囲に入れることとしてはどうか。

- (3) 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合における理容、美容に共通する部分の取扱い

※ いずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、筆記試験を免除し、実技試験のみとしてはどうか。

5 その他

※ 毛染め、まつ毛エクステンションなどの危害情報が多数報告されている施術については、必修課目において履修内容の充実を図ることとしてはどうか。

教科課程における課目の種類、単位数と試験課目について

(参考7)

必修課目	現行の単位数 (時間数)	見直し(案)	試験課目(現行)	問数 (現行)
関係法規・制度	1以上 (30以上)	1以上 (30以上)	関係法規・制度	5
衛生管理	3以上 (90以上)	3以上 (90以上)	公衆衛生・環境衛生 感染症 衛生管理技術	5 5 5
保健	4以上 (120以上)	3以上 (90以上)	人体の構造・機能 皮膚科学	5 5
香粧品化学	3以上 (90以上)	2以上 (60以上)	理容の物理・化学	10
文化論	3以上 (90以上)	2以上 (60以上)	—	—
運営管理	2以上 (60以上)	1以上 (30以上)	—	—
理容・美容技術理論	4以上 (120以上)	5以上 (150以上)	理容理論 美容理論	10
理容・美容実習	27以上 (810以上)	30以上 (900以上)	理容実技 美容実技	
小計	47以上 (1,410以上)	47以上 (1,410以上)		
選択課目	20以上 (600以上)	20以上 (600以上)	—	—
合計	67以上 (2,010以上)	67以上 (2,010以上)		50

まつ毛エクステンションによる危害防止について (参考8)

【概要】

- まつ毛エクステンションの施術を受けたことにより目が痛くなったなどの危害情報が、全国消費生活情報ネットワーク・システムに平成22年度以降の5年間で599件寄せられており、毎年100件以上で推移している。
- 平成22年2月17日及び平成27年6月4日、国民生活センターがまつ毛エクステンションの危害に関する情報を公表し、消費者に注意喚起するとともに事業者や行政に対し危害の未然防止・拡大防止を要望した。
- 厚生労働省においては、危害防止の徹底について、地方自治体、美容関係団体等あてに、繰り返し周知徹底を依頼するとともに、平成25年度に教育プログラムを策定し、平成26年度から美容師養成施設で使用される教科書に反映させるなど、美容師の教育も充実させているところ。

【美容所や美容業界団体に求められること】

- ✓ まつ毛エクステンションの利用者に対して、施術が可能であるかの確認を行い、健康被害などのリスクについて分かりやすく十分な説明を行うこと。
- ✓ 施術中や施術後に異常や違和感があった場合には、医療機関を受診することを利用者にも周知すること。
- ✓ まつ毛エクステンションに関する技術と知識を備えた美容師を早急かつ着実に育成すること。

【概要】

- 毛染めによる皮膚障害の事例が、消費者庁の事故情報データベースに毎年度200件程度登録されている。
- 多くは接触皮膚炎であり、その直接的な原因はヘアカラーリング剤であるが、中でも酸化染毛剤は、特にアレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすく、このことは、理美容師や皮膚科医の間ではよく知られている。
- 毛染めによる皮膚障害は、直接的な原因が明らかであるにもかかわらず継続的に発生している状況にあることから、平成27年10月23日、消費者安全調査委員会が毛染めによる皮膚障害に係る調査報告書を取りまとめ、重篤化を防ぐための取り組みについて、「消費者への注意喚起」「製造販売業者の役割」「理美容師の役割」を示すとともに、消費者安全調査委員会委員長から厚生労働大臣に対し意見が提出された。

【理容師・美容師に求められること】

- ✓ 酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について確実に知識として身に付けること。
- ✓ 毛染めの施術に際して、次のことを行うこと。
 - ① コミュニケーションを通じて、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について顧客への情報提供を行う。
 - ② 顧客が過去に毛染めで異常を感じた経験の有無や、施術当日の顧客の肌の健康状態等、酸化染毛剤の使用に適することを確認する。
 - ③ 酸化染毛剤を用いた施術が適さない顧客に対しては、リスクを丁寧に説明するとともに、酸化染毛剤以外のヘアカラーリング剤(例えば染毛料等)を用いた施術等の代替案を提案すること等により、酸化染毛剤を使用しない。